

安全運転管理者の業務が拡充されます！

令和3年6月28日、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを受けて、業務に使用する自家用自動車における飲酒運転防止対策を目的として、安全運転管理者に新たな業務を実施することが義務付けられることとなります。

～新たに実施することが義務付けられる業務～

- ・ 酒気帯びの有無の確認
- ・ 記録の保存

令和4年4月1日施行

運転前後の運転者の状態を
目視することなどによって、酒
気帯びの有無を確認

確認の内容を記録し、記録を
1年間保存

アルコール検知器の使用等

令和4年10月1日施行

酒気帯びの有無の確認には、
アルコール検知器を使用

アルコール検知器を常時有効
に保持

※道路交通法施行規則の一部改正

【確認のタイミング】

個々の運転の直前・直後にその都度行うのではなく、運転を含む業務の開始前・出勤時、終了時・退勤時に行えばよいものとなります。（一連の業務としての「運転」）

【確認の方法】

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

対面が原則ですが、直行直帰の場合等には、対面に準ずる方法で行ってください。

【例】・カメラ、モニター等によって、検知器による測定結果を確認する。

・運転者と直接対話できる方法によって、検知器による測定結果を報告させる。

【アルコール検知器の性能等～有効に保持～】

酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問いませんが、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければなりません。

【確認内容の記録】

「確認者名」「運転者」「運転者の業務に係る自動車の登録番号、識別できる記号、番号等」「確認日時」「確認方法（検知器使用の有無・具体的方法）」「酒気帯びの有無」「指示事項」「その他必要な事項」を記録しておくことが必要となります。